

岩見沢月形線地域旅客運送サービス継続事業実施計画

令和6年12月25日

岩見沢市
月形町

1 実施区域

(1) 岩見沢市

有明町南、1条西9丁目、1条西8丁目、1条西7丁目、1条西6丁目、2条西7丁目、2条西6丁目、3条西7丁目、3条西6丁目、4条西7丁目、4条西6丁目、4条西5丁目、4条西4丁目、4条西3丁目、4条西2丁目、4条西1丁目、4条東1丁目、4条東2丁目、4条東3丁目、3条東2丁目、3条東3丁目、2条東2丁目、2条東3丁目、1条東2丁目、1条東3丁目、元町1条東2丁目、元町1条東3丁目、元町2条東2丁目、元町2条東1丁目、元町2条東3丁目、北本町西1丁目、北本町東1丁目、緑町1丁目、桜木1条1丁目、西川町、稔町、北村赤川、北村中央、北村栄町、北村豊里、北村豊正

(2) 月形町

新生、市北

2 事業の内容・実施主体

(1) 実施内容・実施主体

区分	赤路線
事業主体	有限会社アオヤナギ観光バス
運送機関	一般乗合旅客自動車運送事業
態様	路線定期運行
運行期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日
運行路線	別紙路線図のとおり
運行日	12月31日から1月2日までを除き、運行する。
運行時間・運行便数	別紙時刻表のとおり
運行車両	中型バス（日野レインボー）、 マイクロバス（三菱ふそうローザ）
運行体系	別紙運賃表のとおり

(2) 公募の結果

区分	赤路線
選定方式	公募型プロポーザル方式
スケジュール	・プロポーザル公告 令和6年5月17日 ・企画提案書の提出期限 令和6年5月27日 ・企画提案審査 令和6年5月29日 ・審査結果の通知、公表 令和6年5月31日
応募事業者数	1社
選定事業者	有限会社アオヤナギ観光バス

3 地方公共団体による支援の内容

- (1) 運行に係る車両購入費等について、国と北海道の補助事業を活用し、運行事業者に対して支援を行う。
- (2) 運行経費から運賃収入を差し引いた損益分について、国と北海道の補助事業を活用し併せて、岩見沢市・月形町での予算措置により、運行事業者に対して支援を行い、本計画の期間に関わらず、実施区域の「生活の足」の維持・確保に努める。
- (3) バスマップの作成・配布及び広報誌への情報掲載など、地域や運行事業者と連携して利用促進の取組みを進める。
- (4) 地域公共交通の有識者を講師とした講演会を開催し、地域住民の公共交通への意識醸成を図る。

4 実施予定期間

令和7年4月1日～令和11年3月31日（4年間）

※南空知地域公共交通計画の期間終了まで

5 事業実施に必要な資金の額、調達方法

項目	総事業費	内訳 (概算)	調達方法		実施年度
			調達主体	(補助金等)	
民間路線 バスによる 継続	203,732 千円	6,528 千円 R7:1,500 千円 R8:2,400 千円 R9:1,440 千円 R10:864 千円 R11:324 千円	有限会社 アオヤナギ 観光バス	車両減価償却 費等国庫補助 金	R7 年度～ R11 年度 (補助年度)
		51,665 千円	岩見沢市 月形町	運行に係る車 両購入費等の 補助	R7 年度 (補助年度)
		66,944 千円 R7:8,545 千円 R8:16,618 千円 R9:16,618 千円 R10:16,618 千円 R11:8,545 千円	有限会社 アオヤナギ 観光バス	地域間幹線系 統確保維持費 補助金	R7 年度～ R11 年度 (補助年度)
		58,064 千円 R7:7,258 千円 R8:14,516 千円 R9:14,516 千円 R10:14,516 千円 R11:7,258 千円	有限会社 アオヤナギ 観光バス	運賃収入等	R7 年度～ R11 年度 (補助年度)
		20,531 千円 R7:2,389 千円 R8:5,251 千円 R9:5,251 千円 R10:5,251 千円 R11:2,389 千円	岩見沢市 月形町	運行費に係る 補助金	R7 年度～ R11 年度 (補助年度)

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載のとおり調達がなされない場合がある。

6 事業の効果

(1) 旅客運送サービス継続事業の実施

項 目	民間路線バスによる継続
事業の効果	○通院、通学、買い物、観光等の移動目的や移動ニーズを踏まえた広域的な交通ネットワークの確保・維持 【利用者数】 現状値（令和 6 年度）28 千人※中央バス月形線 目標値（令和10 年度）29 千人
地域公共交通計画での目標における位置付け	【南空知地域公共交通計画】 目標① 広域的な交通ネットワークの維持・確保 指標 I 広域交通の利用者数 現状値（令和 4 年度）962 千人 目標値（令和10 年度）969 千人以上

7 地域公共交通計画に継続事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

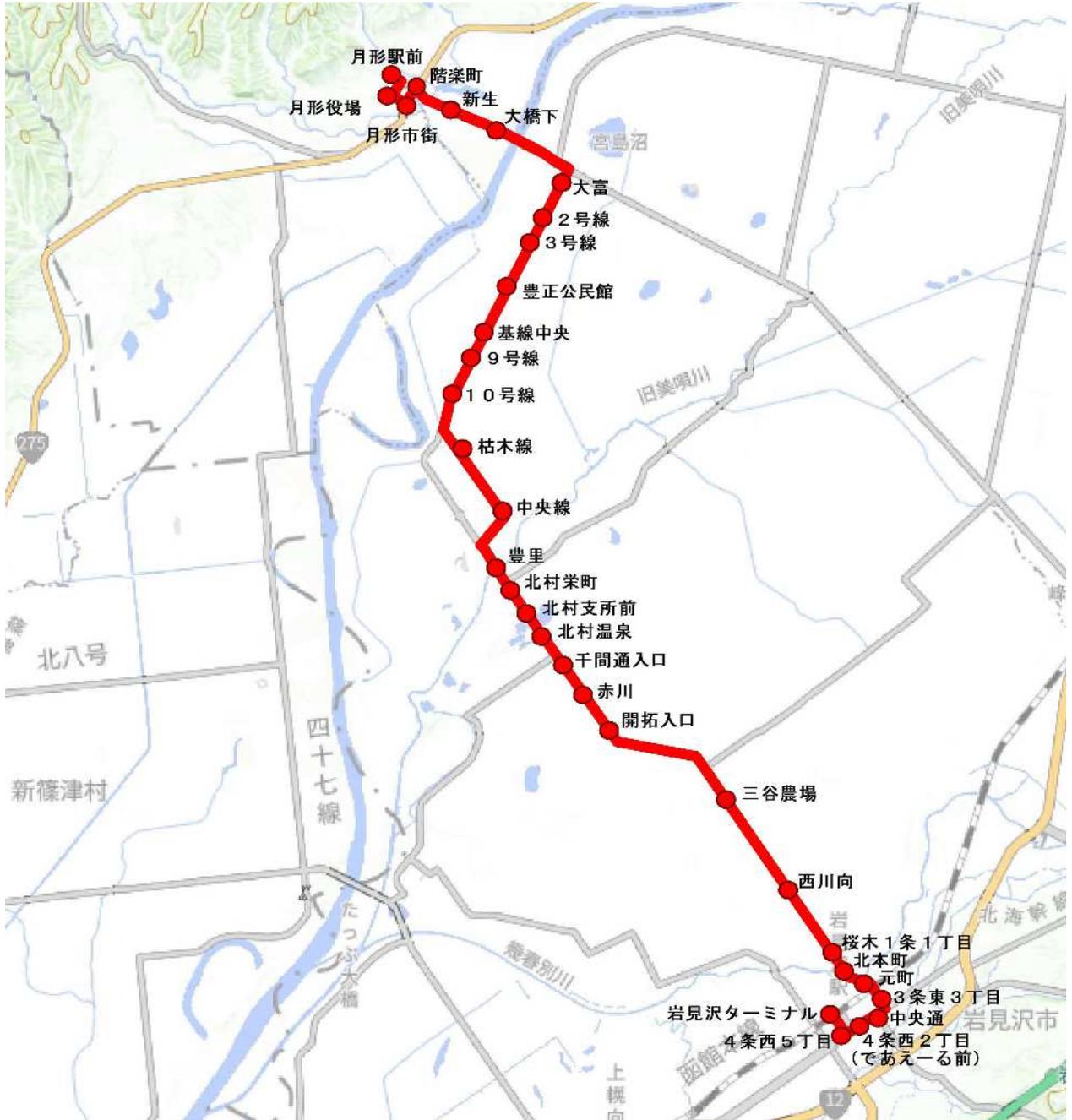
(1) 地域間幹線系統補助の基準である1日あたりの輸送量15人を目指し、南空知地域公共交通活性化協議会・岩見沢市地域公共交通活性化協議会・月形町地域公共交通活性化協議会で連携を図り、利用者数を増やすための利用促進事業の実施、運賃収入を増やす方策を検討し、継続事業終了後も見越した体制整備を図る。【南空知地域公共交通計画 事業③】

(2) 令和7年4月1日より、運行便数を増やし、利用者の利便性向上に努めており、今後も地域住民等のニーズ、運行事業者の安全・安定運行を考慮した運行内容となるよう検討し、必要に応じて見直しを行う。【南空知地域公共交通計画 事業①】

8 その他継続事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項特になし

【別紙】

① 路線



② 時刻表

路線（系統）名	平日		土日祝	
	往	復	往	復
岩見沢月形線	6 便	6 便	3 便	3 便

